



お客様ならびに代理店各位

2019年7月12日

消費税率改定に伴う弊社対応について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご高承の通り、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日より消費税率及び地方消費税率（以下「消費税」）が引き上げられる予定となりました。これにより消費税率改定に伴う請求書等の消費税額について、弊社は税法の規定に基づき下記の要領にて、新税率にて貰い受けることいたします。

1. 適用される消費税率

消費税率の適用は、経過措置が適用される場合を除き、原則として資産の譲渡等がいつ行われたかによります。

請求日付や支払日ではないことにご注意ください。

【資産の譲渡等の時期の例】

- 製品や商品の販売

商品がお客様に納品された日に適用される消費税率にて、ご請求いたします。

- 機器の修理等のサービス役務の提供

役務提供完了日（作業完了日）に適用される消費税率にて、ご請求いたします。

- 期間極めの契約に基づく保守サービス役務の提供

2019年9月30日以前にご契約いただいたものでも、役務提供の完了日が消費税等の税率引き上げ施行日（2019年10月1日）以降となる部分につきましては、契約のご締結・ご入金の日にかかわらず税率変更後の消費税率10%が適用されることとなります。新税率（10%）と旧税率（8%）の差額分につきましては2019年10月以降、ご請求を予定しております

2. 適応範囲

見積書が旧税率（8%）で計算されている場合や契約書が旧税率（8%）で締結されている場合であっても、1項記載の条件による消費税率でご請求させていただきます。

3. 変更契約・覚書

消費税率・消費税額等の変更に関する変更契約、覚書などの締結は原則として省略させていただきます。

※上記ご説明内容は消費税率10%への変更時期が2019年10月1日の場合であり、変更時期等が変わった場合、それに合わせた対応となります（取り扱いの考え方自体に変更はありません）。

ご不明な点がある場合は、弊社担当営業もしくはコールセンター（Tel:03-5331-9336）までお問合せください。

本内容をご高覧の上、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

GEヘルスケア・ジャパン株式会社
ライフサイエンス統括本部長
ペレ ステファン